

令和8年3月末決算からの留意点

税制改正に伴う適用時期は、大きく分けて、①施行時期以後に事業年度が開始した期間から適用されるもの、②施行時期以後に行つた一定の行為から適用されるもの、③その他①②以外のもの、の3パターンに分けることができます。税法は毎年頻繁に改正されるため、これらの適用時期を確認しつつ改正点を理解することが実務上非常に重要です。

今回は、令和8年3月末以後に終了する事業年度を対象に、改正点を中心に法人税申告に関する留意点を確認していきます。

令和8年度改正についても、必要に応じて解説します。

概要

1. 令和8年3月末以後終了事業年度に適用される改正項目
2. 令和8年4月以後開始事業年度に適用される改正項目
3. その他の参考項目

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

講師

MJS税経システム研究所 顧問

税理士 植田 卓(うえだ たかし)

略歴:昭和57年 税理士登録・開業。
日本税法学会、税務会計研究学会、租税訴訟学会所属。
平成28年より立命館大学法学院客員教授。
主な著書:『税務力アップシリーズ・法人税』(清文社)、『中小会社の会計指針』(共著、中央経済社)、他多数。

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

日時

2026年3月24日(火) 14:00～17:00 (13:30開場)

会場

大阪梅田ツインタワーズ・ノース
26F 1・2・3号室

定員

80名

(先着順／定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX: 06-6312-3699 ※申込締切日 3/13 (金)

貴所名

受講区分

会員 · 非会員

ご住所

TEL

受講者名

FAX

税理士登録番号
※必須

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行ひお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に□をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望

